

長崎労働局長（当局）は、令和元年 11 月 20 日（水）全労働省労働組合長崎支部執行委員（全労働長崎支部）と職員の勤務条件に係る交渉を行った。
交渉の概要は以下のとおりである。

全労働長崎支部

- 1 労働行政体制の拡充について
政府の重要政策である「働き方改革」への対応等、労働行政の役割に相応しい体制確立のため、非常勤職員を含め、労働行政職員を増員し、行政運営に必要な定員を確保するよう関係機関への働きかけをしていただきたい。
- 2 毎月勤労統計調査問題にかかる追加給付について
毎月勤労統計調査問題にかかる雇用保険基本手当の過去受給分の追加給付について、正確かつ迅速な処理を行うため、システムによる処理を実現するなどして、職場の負担を減らしていただきたい。
- 3 労働基準監督署の組織・業務改革について
労働基準監督署における組織・業務改革が行われた結果、監督署の労災部署を中心に過重労働となっており、新たに有効な体制整備策を講じていただきたい。
- 4 超過勤務の上限規制について
超過勤務の実態を正確に把握するとともに、超過勤務の上限規制については現場の実情に見合ったものとなるよう関係機関への働きかけをしていただきたい。
- 5 非常勤職員の労働条件改善について
非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定と均等待遇などの法制度・諸規定を整備していただきたい。
また、専門的知識を有した期間業務職員については、年数、契約更新回数などによる「公募規定」を見直され、勤務の実績による能力の実証により再採用されるよう、関係機関へ働きかけていただきたい。

当局

1 労働行政体制の拡充について

連年にわたる定員削減の影響を受け、非常に厳しい定員事情の中、職員が安全で健康的に働くことができるよう必要な定員を確保すべく、関係機関に対し要望してまいりたい。

2 毎月勤労統計調査問題にかかる追加給付について

毎月勤労統計調査問題にかかる雇用保険基本手当の過去受給分の追加給付について、正確かつ迅速な処理が行えるシステムの開発等を関係機関に対し要望することにより、職場の負担を軽減してまいりたい。

3 労働基準監督署の組織・業務改革について

労働基準監督署における組織・業務改革が行われた結果、監督署の労災部署を中心に過重労働や健康被害が発生することがないよう問題の解決について、関係機関に対し要望してまいりたい。

4 超過勤務の上限規制について

職員の健康維持・増進及び勤務時間管理の適正化を図るとともに、超過勤務の上限規制については現場の実情に見合ったものとなるよう関係機関に対し要望してまいりたい。

5 非常勤職員の労働条件改善について

労働行政に対する国民の期待が高まる中で、非常勤職員なくしては、行政体制を維持できないところであり、業務内容に見合った賃金、諸手当、休暇制度等、更なる労働条件の改善について、関係機関に対して要望してまいりたい。

また、専門的知識を有した期間業務職員は、当行政には必要不可欠であるので、公募の規定についても見直していただくよう関係機関に対して要望してまいりたい。